

第1回パーソナルデータに関する検討会 議事要旨

日 時：平成 25 年 9 月 2 日（月）15:30～17:03

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 12 階 1202 共用会議室

出席者：堀部座長、宇賀座長代理、金丸委員、佐藤委員、宍戸委員、新保委員、鈴木委員、滝委員、長田委員、椋田委員

消費者庁 消費者制度課 個人情報保護推進室

山本 IT 政策担当大臣、島尻大臣政務官

総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 情報セキュリティ対策室 村上調査官

経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 佐脇課長

内閣官房 IT 総合戦略室 遠藤政府 CIO、向井副政府 CIO、二宮参事官、吉川参事官、瓜生参事官、濱島参事官、神成政府 CIO 補佐官、満塩政府 CIO 補佐官

1. 開会
2. 山本 IT 政策担当大臣あいさつ
3. 座長あいさつ
4. パーソナルデータに関する検討会について
5. パーソナルデータに関する国内外における取組について
6. パーソナルデータに関する検討会の論点と当面の進め方について
7. 閉会

[資料]

【資料 1 - 1】 パーソナルデータに関する検討会の開催について（平成 25 年 6 月 14 日 IT 総合戦略本部長決定）

【資料 1 - 2】 パーソナルデータに関する検討会 名簿

【資料 1 - 3】 パーソナルデータに関する検討会の体制

【資料 1 - 4】 パーソナルデータに関する検討会の運営について（ワーキンググループの設置について規定）

【資料 2 - 1】 パーソナルデータに関する総務省における取組について～パーソナルデータの適正な利用・流通の促進に向けた方策～（総務省提出資料）

【資料 2 - 1（参考資料）】 パーソナルデータの利用・流通に関する研究会報告書（総務省提出資料）

【資料 2 - 2】 経済産業省におけるパーソナルデータ利活用の制度・環境整備に向けた取組と今後の検討課題（経済産業省提出資料）

【資料 2 - 2（参考資料）】 パーソナルデータ利活用の基盤となる消費者と事業者の信頼関係の構築に向けて（経済産業省提出資料）

【資料 2 - 3】 パーソナルデータに関する海外の状況（消費者庁提出資料）

- 【資料 3-1】 パーソナルデータに関する検討会の検討予定
- 【資料 3-2】 パーソナルデータの取扱いルール整備に向けて検討すべき論点
- 【資料 3-3】 民間企業におけるパーソナルデータに関するニーズ
- 【参考資料 1】 世界最先端 IT 国家創造宣言（平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定）（抄）
- 【参考資料 2】 世界最先端 IT 国家創造宣言 工程表（平成 25 年 6 月 14 日 IT 総合戦略本部長決定）（抜粋）
- 【参考資料 3】 規制改革実施計画（平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定）（抄）
- 【参考資料 4】 日本再興戦略-JAPAN is BACK-(平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定)（抄）

1. 開会

[事務局より、パーソナルデータに関する検討会の開催に先立ち、座長として、一橋大学堀部名誉教授が山本大臣から指名されている旨の説明あり]

2. 山本IT政策担当大臣あいさつ

[山本IT政策担当大臣は、議題 3 の途中に参加の際に挨拶あり]

(山本IT政策担当大臣) 今日第 1 回「パーソナルデータに関する検討会」ということで、皆様方、お忙しいところをお集まりいただき、お礼を申し上げます。

第 1 回の開催に当たり担当大臣として一言、挨拶をさせていただきます。

このパーソナルデータに関する検討会の使命は、安倍内閣の 3 本目の矢である成長戦略の重要な柱の一つである、ビッグデータの利活用による新事業・新サービス創出を促進するために、必要な制度やルールづくりについて御検討をいただくということで、それにふさわしいメンバーを私の方から指名をさせていただきました。

ビッグデータの中でも、特に利用価値が高いと期待されている個人の行動、状態等に関するデータであるパーソナルデータ、これについては、これまで総務省や経産省の研究会においても、ルール整備に係る具体的な対応策について、それぞれ検討が積み重ねられてきている。

さらに言うと、平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定されている規制改革会議が取りまとめた規制改革実施計画がある。ここでは、平成 26 年度上期に、内閣官房と消費者庁が個人情報の合理的な匿名化措置のガイドラインを策定するという事になっている。

皆様には、今後パーソナルデータの利活用ルールのあり方について精力的に御議論をいただき、個人情報の本人同意取得手続の標準化や、合理的な匿名化措置のガイドラインの策定等々、できることからスピード感を持って成果を出していきたいと考えている。

一言で言うと、規制改革会議よりも幅広い課題について検討対象にさせていただこうと考えている。

一方、御議論いただく中で、プライバシーの取り扱い、パーソナルデータの利活用ルールの遵守を監視、監督するような第三者機関の設置等々、新たな法的措置が必要となる項目も出てくると考えている。

これらについては、論点を整理していただいて、年内に制度見直し方針という形でとりまとめさせていただきたいと考えている。

EUや米国においても、ICTが急速に進展する中で、これまでのパーソナルデータの利活用のルールのあり方を見直すべく検討していると聞いている。このような動きに対して、我が国も利活用ルールの国際的な整合性を持っていくことが、日本企業の国際的な新事業、新サービスの創出活動をしっかり下支えをしていくことになると考えている。

年内という大変限られた時間の中ではあるが、制度見直し方針の取りまとめなどいろいろと成果を出していただくように、お願いをさせていただきたい。

それを実現できるメンバーの方々をお願いをして、委員になっていただいたと確信しているので、ぜひ皆さんで知恵を出し合ってください、密度の濃い検討をいただくようお願いを申し上げまして、大臣としての挨拶にかえたい。ありがとうございました。

3. 堀部座長あいさつ

(堀部座長) 山本大臣から指名されました、座長の堀部です。

私はプライバシーや個人情報のあり方などについて、50年以上、研究、教育、実践にもかかわってきた。国の個人情報保護法は幾つかあり、この全ての立案過程にかかわった。また、地方公共団体でも、東京都や神奈川県条例制定にもかかわってきた。

さらに1990年代前後から、関係省庁で民間の個人情報の取り扱いをどうするかということで研究会などがあり、その座長なども務め、幾つかの省庁のガイドラインづくりにもかかわってきた。

それとともに、国際的な場でもこの問題についてはいろいろ議論をしてきている。

OECDの1980年のプライバシーガイドライン、7月11日に改正されたが、1980年当時随分議論し、その後のセキュリティーガイドラインなどでも議論をしてまいり、1996～2008年まで12年間、情報セキュリティー・プライバシー作業部会の副議長を務めてきた。

そのようなことで、さまざまな経験をしてきている。日本のこの種の問題、今もいろいろな省庁で議論が行われているが、それにも一部加わってきている。

今回、パーソナルデータに関する検討会ということで、検討することになり、これまでの経験を踏まえて、この議論を進めていきたいと思う。

幸い各界の第一線で御活躍の委員の方に参加していただいているので、協力しながら進めていきたいと思う。

微力ながら全力を尽くしてまいりますので、よろしく申し上げます。

4. パーソナルデータに関する検討会について

[資料1-1～資料1-4に基づき、事務局から説明]

[資料1-4の1枚目の資料に基づき、事務局から次のように説明]

(事務局) 運営に関する規定を座長のほうで決定をしていただいた。まず、検討会には座長

代理を置き、座長代理は委員のうちから座長が指名をする。検討会は公開とし、公開に支障がある場合については、非公開にできる等々の規定を置いている。資料についても、速やかに公開をさせていただく。座長が必要と認めるときは、検討会にワーキンググループを置くことができるとしており、ワーキンググループには主査を置くこととし、主査は検討会の委員の中から座長が指名するという形をとらせて頂く。

(堀部座長) ありがとうございます。

ただいま事務局から説明があった運営についての決定に基づき、検討会の座長代理をこの場で指名させていただく。検討会の座長代理は、宇賀委員にお願いする。

[堀部座長より、宇賀座長代理に自己紹介の依頼]

(宇賀座長代理) 東京大学の宇賀と申します。専門は行政法であるが、主として最近では情報法の分野を研究している。このパーソナルデータに関する検討会では、プライバシー・バイ・デザインの原則の一つとして、個人情報の保護と利用をゼロサムではなくポジティブサムで実現していこうというのがあるが、そういう方向で検討をすることができればいいと思っている。どうぞよろしくお願ひいたします。

(堀部座長) どうもありがとうございます。

では、先ほど事務局から説明があったが、ワーキンググループを設けるので、その主査の指名を私のほうで検討させていただきたいと思う。また後ほどということで発表させていただく。

5. パーソナルデータに関する国内外における取組について

[資料2-1、資料2-1(参考資料)に基づき、総務省より説明]

[資料2-2、資料2-2(参考資料)に基づき、経済産業省より説明]

[資料2-3に基づき、消費者庁より説明]

6. パーソナルデータに関する検討会の論点と当面の進め方について

[資料3-1～3-3に基づき、事務局より説明]

(堀部座長) これまで関係省庁からの御説明や今の論点等について御説明いただいたが、委員の皆様方から質問、意見を含めてお出しいただきたいと思う。

(鈴木委員) 1点確認したい。第三者機関をつくるという目的は理解できたが、新たな第三者機関ができると、現行の個人情報保護法のままで、果たして機能するののかというところを考えると、現行個人情報保護法の改正に踏み込むというところの理解があっているのかどうかというところを確認したい。

(向井副政府CIO) 冒頭いろいろな大臣等の話にあったように、あまり何をしない、これはすると区切らない、そういう意味でパーソナルデータを活用するための必要なもの、これは多分グローバル化の話もあって、EUとの整合性も十分あると思う。

その場合に第三者機関をつくる場合の法律を考えてみると、現在で第三者機関的なものは、番号情報に限って、番号法に書かれているが、これを一般的な個人情報に広げる場合、その番号法に載せてというわけにはいかないのです、この番号法にある第三者機関を拡張するという格好になろうかとは思いますが。この場合、番号法から落として、どこかの法律に載せないといけない場合は、常識的には多分、個人情報保護法に載る可能性が高いのではないかなということを見ると、個人情報保護法はいじらないとか、そういうことをあらかじめ前提を置くことはせずに、当然必要ならば、あらゆる法律を改正する意気込みでやっていきたいと考えています。

(堀部座長) ありがとうございます。

個人情報保護に関する法律も、実は1999年の7月から、当時の高度情報通信社会推進本部に個人情報検討部会ができて始まり、私は座長を仰せつかり、これも7月に始めて11月ぐらいまでに中間取りまとめを出してほしいというので、かなり込んだスケジュールの中で検討した。

その後、また法制化専門委員会ができ、それに基づいて2003年5月23日に参議院で可決成立し、5月30日公布、一部施行、そして2005年4月1日に全面施行したのが現行の個人情報保護法である。2003年にできてからもう10年たっている。その間の世界のIT、ICTの変化というのは著しいものがある。

特にグローバル化という中でどうしていくのかということを見ると、個人情報保護法を現行のままということではなく、パーソナルデータを利活用していくためには、消費者の信頼も確保していかななくてはならないわけで、全体としてどういうふうにするのかということ、ぜひここで御議論いただきたい、そのようにまず座長としては考える。どうぞあまり現行法にこだわらずに、いろいろ御意見をお出しいただきたいという理解でよろしいと思う。

(新保委員) 今いかなる課題についてもどのような形でも検討を行っていただけるというお言葉をいただいた。今、御指摘いただいたように、現在の日本における個人情報保護制度は、いろいろな形でいろいろな問題が指摘されてきたところであるが、やはり今回の世界最先端のIT国家を創造するという宣言をしているから、世界最先端の個人情報の取り扱いも含めた制度の整備が不可欠である。

一方で、長年、我が国は堀部先生を中心に、国際的な取り組みについては、ある意味で客観的に諸外国のさまざまな取り組みを見てきた。つまり、そういったところについての知見は十分にあるが、ところが国内の法整備が世界のレベルには追いついていなかったというところかと思う。

先ほど堀部先生がOECDの取り組みを御紹介されたが、今年の7月11日には、OECD理事会勧告として、1980年に策定された個人情報のガイドラインが30年を機に見直しが始まり、ようやく

改正された。

これに新しくプライバシー執行機関という用語が明記され、プライバシー保護のための法律を各国で整備をすることになっており、我が国もそれに対応しなければ、当然、国際的な標準に対応できないというところもあるかと思う。やはりこの検討会においては、世界最先端のIT国家をつくるために、世界最先端の取組を参考にして検討を行うという、非常に素晴らしい機会だと思うので、私も期待をしている。

(堀部座長) ありがとうございます。ぜひそういう観点からいろいろ御検討、御発言をいただきたいと思う。

(長田委員) 今ずっと出されたように、個人情報保護法の改正というのをきちんと議論をしながら、大きく枠組みを変えていくというのは本当に必要だと思っている。

そういう中で、今回、先ほど御紹介されました論点、民間企業におけるパーソナルデータに関するニーズのところを伺っていると、ちょっと視点がどうなのかなと思うところがあった。

論点は本当によく整理されていると思うが、その中で1つだけ簡素化という表現が出てくるところがある。

論点(資料3-2)の3ページのところ「パーソナルデータの利活用ルール」の「検討の視点」のところで「事業者の手続きを簡素化」という表現が出てくる。

これが具体的に何を示しているのか、この後の議論の中でいろいろ御紹介されてくると思うが、ルールが簡素化すればいいというのは、ちょっとそこが不安だなと国民として思うところがある。

なぜそう思ったかという、その後の資料3-3の「民間企業におけるパーソナルデータに関するニーズ」のところである。

これを読ませていただくと、聞き取りを簡単にまとめているので、私の誤解かもしれないが、幾つか利用者が誤解をしている、何となく精神的な不安を持っている、だから、そこがわかりやすく説明されればいと読めるところが、全体の今までの御説明の中にも幾つか出てきていたと思う。

むしろ守られるべきパーソナルデータ、プライバシーがきちんと守られていることが確認できるというところがあってこそ、この利活用というのが進むのであって、あたかも利用者が心配し過ぎているとか、複雑過ぎて冗長な説明だから読み取れないでいるという感じで、この問題を解決しないでいただきたいと思っている。

次からの議論の中でも、そこは私の誤解であるということがわかるのかもしれないし、もしかしたら、そのままそうなのかもしれないが、そういう視点で今回は参加をさせていただきたいと思っている。

(堀部座長) 御意見としてそういうことを言われたということで、今後また利用者の不安について、どう指摘していくかということで考えたいと思う。

(宍戸委員) 2点ほど気づいた点を申し上げたい。

第1点は、今の長田委員のほうから出てきたお話にもあるが、やはりこれは突き詰めるとプライバシーに関する国民の合理的な期待というのはどこにあるのかということをしかりルール化していく。そして、それにのっとった取り扱いの場合には、例えば事業者の側も安心してビジネスに利活用できるということが必要だろうと思うが、プライバシーに関する合理的な期待というのが結局何かという問題を書き切る、例えば法律で書き切るとか、ガイドラインに書き切るのは非常に難しい問題だと思う。

そうだとすると、やはり先ほどから鈴木委員、新保委員からもお話が出てきているが、第三者機関をしかりつくって、その第三者機関がしかり法をEnforceする、あるいはマルチステークホルダープロセスの中で、ステークホルダーとしかり話をしているという、第三者機関に対する信頼が、すなわちプライバシーへの合理的な期待をプロセス的に担保することにもなるという方向で第三者機関をつくっていくことが必要ではないかというのが意見である。

第2点は、今まで出てきたものとは少し質の違う話であるが、これまで総務省のほうから、オンラインに関するプライバシーの保護やパーソナルデータの保護に関する議論、経産省のほうから、まとめてビジネスの観点からのパーソナルデータの利活用のあり方について、御説明をいただいた。ほかにも恐らくいろいろな先駆的な取り組みが、官民さまざまところでなされていると思う。

私が知っている範囲だけで申し上げても、例えば、遺伝情報の取り扱いの問題については、東北メディカル・メガバンクなどを初めとして、いろいろな取り組みがなされていて、しかもそれは医学研究やビジネスとの関係など、非常に難しい問題があるかと思う。

こういった問題について、ロードマップをつくる、今年中の検討の中で取り上げることは難しいかもしれないが、次年度以降、そういった問題を検討していくプロセスをきちんと組み込むように、ロードマップを策定していく必要があるのではないかというのが意見である。

(堀部座長) ありがとうございます。

ちょっと質問をさせていただきたいのですけれども、宍戸委員は最近アメリカから帰ってこられたところだ。以前からreasonable expectation of privacyというのは、ずっと判例などでも議論があるところだが、最近でもアメリカではかなり論じられていると理解していいのか。

(宍戸委員) やはりプライバシーに対する合理的な期待という大枠の中で議論をされていると理解している。

ただ、1点注意すべき傾向は、特に私がいたカリフォルニアでは、ICTに関する企業がいっぱいあるということから、非常にいろいろな議論がある。例えば、カリフォルニア州の司法長官レベルでも企業に対してEnforcementを行ったことが、グローバルな企業に巨大な影響を与えるし、先ほどの報告では、アメリカとEUの違いを対比する形で議論されたが、最近、もう少しアメリカのプライバシー保護の考え方をEUにすり合わせて議論すべきではないかという学界の傾

向も、強まってきているだろうと私は見ている。

(堀部座長) またそのあたりは、ぜひ最近の動向についてお教えいただきたいと思う。

(滝委員) 私は自身がこのITに大変恩恵をあずかってビジネスをしている立場であり、ブロードバンドが世界に先駆けて実現したことで、私どもの事業はIT時代の優位性を発揮できたIT利活用の事業体だと思っている。

日本は、インフラは世界一早く確立したが、福祉や医療関係など、その先の利活用の面では、はるかに低い成果しか出せていない。

それに対して世界最先端IT国家創造宣言は大変うれしい話であり、これから日本が本気で取り組んでいくために、ある程度個人情報保護を優先的に考え、本当に大丈夫だろうかと検討してきたこれまでの期間は非常に有効な時間だったと思う。

そういう意味で、EUのような規則をつくり、あるいは問題があれば訴訟するというアメリカも参考になる。

この数年わが国に大変な勢いで進展するIT時代にあって、国民にはIT利活用による利便性を受けられる権利があると思っている。そして、高齢化先進国を意識した中で、日本は素晴らしい成果が出せるだろう。

また、個人情報のセキュリティーの問題においても成果を期待する。日本はセキュリティーの技術にも基本的には非常に高いものを持っている。今日までのところ、個人情報対策は万全とは言いがたいように思うが、今日以降の個人情報に関してはうんと高いセキュリティーを国家として確立しないといけないのではないかというタイミングで、この提案が出たことには大変期待をしている。

国家的に個人情報保護のためのセキュリティーについて非常に高度な技術を狙える中で、国民が受けるべきIT時代のうんと高い利便性について、日本がより進んだものをつくっていくことや、それに絡んで必ずビジネスや知見が出てくることを、私自身は役に立てる発言ができるかどうかかわからないが、非常に期待している。

(堀部座長) ありがとうございます。ぜひまた御経験に基づいていろいろお教えいただきたいと思う。

(佐藤委員) 2点ほどコメントがある。

第1点。この検討会、パーソナルデータというものに注目されているのは、これは大変素晴らしいことだと思う。私は情報系の研究をしている立場から言うと、実はこういうパーソナルデータの問題というのは、例えば総称してマルチステークホルダー問題と申している。

今日の検討会では、マルチステークホルダーという言葉が何度か出てきたと思う。これはキーワードになると思っている。

我々はどういう立場で見ているのかというと、例えば街頭に置いてあるカメラで誰かユーザ

一が撮られてしまったものの取り扱いというものだと、パーソナルデータの観点からいうと、撮られた人と利用する人、2者の関係で見えてしまう。

しかし、現実にはカメラの設置者、カメラの設置場所のオーナー、そのデータを収集した人、分析した人、そしてそれを利用する人、実は関係者がたくさんいる。

なるべく広い視点、個人情報やパーソナルデータにかかわるところにいろいろな関係者がかわるという視点で見えていかないと、撮られたユーザーだけ、そのデータを利用するだけと見ると、その間がスルーされてしまい、本質的な解決にはならないと思っている。ぜひ広い視点で御議論いただければと思う。

第2点。私も第三者機関を設置して解決するということが大賛成で、ぜひやるべきだと思う。ただ、第三者機関というのは、ある意味で問題が起きたときにそれを解決する手段であり、本来は問題が起きないようにするということが重要なのだと思う。

そのため、何らかの形で、企業なり法人や組織におけるパーソナルデータの取り扱いを監視、監督する仕掛けというものを併せてつくっていかないといけないと思っている。

特に、実は日本に関しては、非常に事業者というのがある意味できっちりやっているの、運用面で今まで問題が出ていなかったということが多かったと思う。ただ、この先、今のようによくいくとは限らないので、運用面を含めた形で何らかの検討会から新しい考え方が出ればと思っている。

(堀部座長) ありがとうございます。

第三者機関についても、権限の問題もあり、その機能でいろいろあると思う。外国などを見ても、事前に事業者も相談に来て、この範囲でこれだけ利活用可能だということで、いろいろなガイドラインを出すとかそういうこともやっているところもある。そういったものをどう入れていくかということになるろうかと思う。

(棕田委員) 今、産業界の間では、情報というのはヒト、カネ、モノに並ぶ第4の経営資源ということで大変注目されており、ビッグデータ、特にパーソナルデータをいかに使っていくのかということが、これは日本企業だけではなく、世界中の企業が競っている状況である。

ただ、日本で個人情報保護法を遵守しながら、いろいろなデータ活用ビジネスをしようとすると、適正な利用範囲について非常にグレーの部分が多く、どうしても企業は安全サイドに流れていくので、ビジネスが萎縮しているというのが現状である。

そのため、今後グレーの部分をいかに小さくしていくのかということで、本検討会でこうした論点に沿った形で検討されてくると、大変重要なことであるし、産業界としても強い期待を持っている。

他方、消費者サイドから見ると、たとえそのルール上、全く問題がない利用であっても、やはり不安を抱いているというのが現実であり、その結果として、自らのプライバシーを守るためのいろいろな手続をとってしまうということが起きているのだと思う。

そうした意味で、企業、事業者自体がいろいろやるべきことはたくさんあると思うが、同時

に国としても、消費者やユーザーに対して積極的に情報発信をして、教育、啓発活動をやっていくという点についても重視して、御検討いただければと思っている。

論点については、大体これでいいと思うのが、1点だけ教えていただきたい。4ページの一番下のところに、いわゆるマルチステークホルダープロセスというのが書かれており、これは産業界としても非常に興味を持って見ているところである。

ただ、このやり方では、そのプロセスに入るか入らないかで二重のシステムができてしまうため、このプロセス全体の位置づけが、例えばEUから見た場合、保護の水準として国際的同等性を判断する際にどう見られてしまうのか、そういった点がうまくクリアできるのか、どういう形であれば、パーソナルデータの保護と利用・流通のバランスがとれていると言えるのか、という点についてもぜひ御検討いただきたい。

(堀部座長) そういった点は今後ともいろいろ詰めていきたいと思う。

(金丸委員) 私は、多分、幾つかの立場でこの委員になっていると思う。まず、一つは世界最先端IT国家創造宣言のペーパーづくりに携わっているので、その大きな責任の中で今回があるのだと思っている。

2つ目は、規制改革会議で同じように、パーソナルデータに関して検討していることもあり、その立場である。

3つ目は、私自身がITの割と個人データをお預かりになられる企業の情報システムのセキュリティを含めた形で、設計者として携わっている。

そういう意味で、私の会社には2つの現場がある。それはお客様のところに豊富な個人データ、例えばカード会社だと、それはもう何千万という個人のデータがあるし、金融機関はほとんどそうだと思う。一方で、我々の会社の中に仕事をしている過程にお預かりをするので、我々の会社の中にも個人データを扱うという現場がある。

そういう意味で、この会議では私自身は活用を前提にももちろん話し合う、一方でプライバシーの侵害もあってはならないという立場で、バランスをうまく保てる形で議論に参加をさせていただきたいと思っている。

最後に2つ要望がある。今、我々の多くのお客様も、個人情報保護法を本当に真面目に扱うという運営を日々なされている。

先ほど委員の御懸念も幾つか出たが、多くの企業は、零細、中小企業のほうが多いから、皆さんが気になさるような大企業におかれては、仕組み上は相当厳格に運営が行われている。

しかし、我々が日々生活をしている中では、私自身も個人でいろいろなところに出かけても、いろいろな紙に自分の名前を書いたりして、そこで個人情報についての同意、同意しないというところをチェックしている。ああいうルールにのっとった形でチェックしたからといって、個人情報というのは必ずしも守られているわけではないから、個人情報保護法に対してきっちりとしたガバナンスを社内で保有しようとする、相当たる投資と経営者とか組織全体の理解が必要になるので、そういう意味では、社会全体に差があるのだと思う。

その差は、もろに消費者、利用者の立場からすると懸念にどんどん行くし、大企業の中では、きっちり運用しているが、ともすれば、誰か一人が、パソコンの中いわゆる現行の個人情報保護法でいう個人情報を持つと、例えば匿名化をしているのだが、匿名化をしようともいなくとも、もともとあったわけで、それはその届出をしなければいけないみたいなことがあり、そういう類の現場の細かいトラブルというか、それは発生している。

けれども、現実的には被害は多分プライバシーの侵害までは至っていないこともかなり多いので、そのあたりが、今回、現場の感覚も踏まえた上で御議論していただければと思っている。そういう現場の情報については、積極的にこの場で御報告をしたいと思っている。

(堀部座長) ぜひそのようにお願いしたい。

(宇賀委員) 先ほどの論点の中で、現行の個人情報保護法の個人情報取扱事業者の5,000という要件の見直しの話について、私もかねてから見直しをしたほうが良いと考えている。

一つには、これは個人情報の本人の側から見ると、これは大企業から漏えいしようが、中小企業から漏えいしようが、それでプライバシーが侵害されるということは変わらない。

それから、5,000というところで裾切りをしているが、明らかに超えているような大企業とか、絶対超えないようなところは別として、一般のぎりぎりのところだと、そもそも個人情報データベース等に含まれている、記録されている個人情報の本人の数が、過去6カ月以内に5,000を超えたかどうかなどということは、そもそもわからないことがある。だから、そもそもその適用範囲も不明確だということがある。

ただ、私ももちろん、こういう裾切りが当初入ったということは理解できる面は確かにあり、中小の企業に大企業と同じようなセキュリティー対策を求めることは、私も非現実的だと考えている。

だから、中小企業に例えば生体認証まで義務づけるとか、そういうことは全く考えていないが、やはりそれぞれの企業の規模とか資金力等に応じて柔軟に、例えば安全管理措置のあり方などを、例えばガイドラインなどで示していくことは必要と思う。しかし、義務としてはかけていくという形が良いのではないかと考えている。

今回、成立した番号法では、個人情報取扱事業者に当たらない民間の事業者にいても、特定個人情報については安全管理措置義務を課している。これはやはり安全管理措置の内容について柔軟に考えていけば、過度に負担をかけることなく、一方で義務として安全管理措置を義務づけることができるという考え方に立っていると思うが、この考え方を一般の個人情報にも広げていいのではないかなと考えている。

(堀部座長) ありがとうございます。

まだまだいろいろ御発言もあろうかと思うが、今日いただいた御発言を踏まえて、また事務局と論点につけ加えるべきところはつけ加え、また次回に出したいと思う。

島尻政務官、御感想みたいなものがあれば、一言お願いします。

(島尻大臣政務官) 改めて委員の皆様方には、お忙しい中、お集まりいただきまして、御議論をいただいていることに感謝を申し上げたい。

今回、第1回ということであるが、1回とは思えないほどきちんと論点整理もされているのかと思うし、あるいは大変見地の高い、現場でも御活躍をなさっている委員の皆様方にお集まりいただいているなという印象を持たせていただいた。

大臣からもあったように、今回ITの利活用の促進のため、このITの活用に関しては、今般の成長戦略の中にしっかりと入っているものであり、これは国民全体の益になっていくものだという考え方にある。今いろいろな御議論の中で、例えばデータを使う企業とその消費者の話があるが、私はそれが相反するところではなく、力を合わせて、今回このITの利活用の促進に向けてやっていくべきものだという考え方に立っている。

その中でやはりデータの利活用に当たっては、消費者の納得というか、これがやはり必要であって、それをどのように納得していただくような策をこちら側、国のほうが御提示できるかということなのだと思う。

いろいろ突き詰めるところ、やはりそのルールづくり、それから、第三者機関の設置というところになっていくのかと思うが、その中でやはり国民全体の議論の中で、お互いがというか、相反するものではないのだが、全体が力を合わせてやっていく、消費者にすれば、それなら協力しましょうという、そこまできちんと議論を詰めてやっていく必要があるのかなと思っている。

消費者教育というものもあるので、そういうところをまた活用しながら、この啓発も必要なのではないかと思っている。

ぜひ委員の皆様方には、年内に一定の方向性を決めるということで、大変時間的に競ったところでの御議論をいただくわけになるが、ぜひ御協力をいただいていいものをつくっていきたいと思う。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(堀部座長) どうもありがとうございました。まとめの方向性について御発言いただいたように思う。

今日は、こういう形で第1回を開いた。議論すべき課題はまだまだあろうかと思うが、実はこのパーソナルデータという言葉は、2007年のころ使い始めた。2005年4月1日に個人情報保護法が全面施行され、その直後から緊急連絡網ができなくなった、名簿ができなくなったということで、メディアからいろいろ意見を求められた。

私はずっと関わってきたこともあり、この法律はそういうことを狙ったのかと言わんばかりの批判的な意見もいろいろあったことから、むしろそういうものができなくなったというのは、過剰反応だと発言し、それ以降はずっと過剰反応という言葉が使われるようになり、また当時、内閣府の国民生活審議会の議論だと、いわゆる過剰反応と言って、いわゆるをつけたりした。

そのようなことがいろいろあり、2007年のころに、経済産業省で毎年ガイドラインの見直しをやっていることから、そういう中でどうもこのままだと議論が進まないのではないかと、個人

情報と言うと個人情報保護法の枠内で議論することになるので、少し言葉を変えてみようかなというので、パーソナルデータとかパーソナル情報、最初から片仮名でパーソナルデータというのめどうかと思い、経済産業省では、最初、パーソナル情報という言い方をした。それが2007年である。

1年かけて検討し、いつかお話しするが、当時、情報大航海プロジェクトがあったので、それとの関連でも事業者とも随分議論をしてきた。

昨年の秋ぐらいから、経済産業省、総務省でこういう問題はどうかというときに、パーソナルデータという言葉を使って議論するようになった。

ところが、パーソナルデータというけれども、英語に訳せば同じではないかという声も聞いた。確かにそうである。

9月の後半にいろいろ国際会議があるので、またこの検討会のあたりについても少し説明してこようと思う。日本でパーソナルデータの保護ということで議論はするが、そこにはPersonally Identifiable Information (PII) という個人が識別できるもの、これが個人情報保護法上の個人情報である。

それに対して、Non-PIIという、そういう識別性のないもの、この両方を含めてパーソナルインフォメーションとして議論をすることもあり、そういう観点を両方含めて、日本ではこの利活用をどう図るか、また保護もどう図るかということで議論をするのだ、あるいはしてきているのだということを少し対外的にも発信していきたいと思っている。

そういうことでいろいろな議論をしてきている立場もあり、またこれからの研究会を開くに当たり、事務局と相談しながら問題提起をさせていただきたいと思う。

番号法の議論の途中で政府CIOも設置された。遠藤政府CIOに今日お見えになっていただいているので、お言葉をいただければと思います。

(遠藤政府CIO) 皆さんに御礼を申し上げるということと、今までいろいろなところで議論をされてきたことを、短い間に集中的に整理をした上でこの行き先を決めていかななくてはいけない。

基本的には、やはり有用な情報なので、どうやって上手にリスクをミニマイズしながら使っていくかということが非常に重要であるということであろうと思う。

そういうことで一つ、今日は余り出ていなかったが、日本の中だけのことを言っても、日本の個人あるいは日本の企業は既にインターネット上でいろいろな動きをしてしまっている。

よって、そういうインターネット上で重複しているいろいろな法律、国際的な法律によって、我々がきちんと恩恵を被るようになっていないといけない。我々がきちんとやっていなかったために、不利益だけ被ってしまうということがないようにしなければいけないという気がした。一部、消費者庁のほうからもそういう話が、論点というか状況としては出ていたが、今後の議論の中には、きょうは時間がとても足りなかったが、次に出てくるのかと思いつつ伺っていた。

(堀部座長) ありがとうございました。

5. 閉会

以上